様式第１（第８条関係）

　（表面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第一種フロン類充塡回収業者 | 登　　　録  登録の更新 | 申請書 |

|  |  |
| --- | --- |
| ※登録番号 |  |
| ※登録年月日 | 年　　月　　日 |

年　　月　　日

　岡山県知事　　　　　　　　　殿

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | | | 第27条第２項  第30条第２項 | | の規定により、必要な書 |
| 類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の | 登　　　録  登録の更新 | を申請します。 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の名称及び所在地 | | | | | | | |
|  | 名　称 |  | | | | | |
| 所在地 | （郵便番号）  電話番号 | | | | | |
| 回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類 | | | | | | | |
|  | 回収の対象とする第一種特定製品の種類等 | | | 回収しようとするフロン類の種類 | | | |
| ＣＦＣ | ＨＣＦＣ | | ＨＦＣ |
| ⑴　エアコンディショナー | | |  |  | |  |
| ⑵　冷蔵機器・冷凍機器 | | |  |  | |  |
| フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品 | | |  |  | |  |
| 充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類 | | | | | | | |
|  | 充塡の対象とする第一種特定製品の種類 | | | 充塡しようとするフロン類の種類 | | | |
| ＣＦＣ | ＨＣＦＣ | | ＨＦＣ |
| ⑴　エアコンディショナー | | |  |  | |  |
| ⑵　冷蔵機器・冷凍機器 | | |  |  | |  |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | | | | | |
|  | 設備の種類 | | 能　　力 | | | | |
| 200g/min未満 | | | 200g/min以上 | |
| ＣＦＣ用 | | 台 | | | 台 | |
| ＨＣＦＣ用 | | 台 | | | 台 | |
| ＨＦＣ用 | | 台 | | | 台 | |
| ＣＦＣ、ＨＣＦＣ兼用 | | 台 | | | 台 | |
| ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | | 台 | | | 台 | |
| ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | | 台 | | | 台 | |
| ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | | 台 | | | 台 | |

様式第１

　（裏面）

備考１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

　　２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

　　３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

　　４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　５　下記の欄には、申請に係る事項の補足説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

|  |
| --- |
|  |

　　納付済証貼付欄

|  |
| --- |
|  |

（申請者が法第29条第１項各号に該当しないことを説明する書類の例）

誓　　約　　書

　第一種フロン類充塡回収業者の登録申請に当たり、申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第29条第１項各号の欠格要件のいずれにも該当していないことを誓約します。

　なお、登録後において欠格要件に該当することとなったときは、当該登録を取り消されることに異義ありません。

　　　　　年　　月　　日

　岡山県知事　　　　　　　　　殿

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（参考）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第１項第１号から第６号まで

|  |
| --- |
| ⑴　心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ※精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  ⑵　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第２条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第２項及び第87条第２号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第２条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第２号ロ及び第64条第２号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  ⑶　第35条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者  ⑷　第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第35条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの  ⑸　第35条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  ⑹　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの |